



(参考資料 1-2-1)

衛乳第 4 1 号の 1
平成 8 年 3 月 2 6 日

各 検疫所長 殿

生活衛生局乳肉衛生課長

英国から輸入される牛肉等の取扱いについて

平成 8 年 3 月 2 0 日、英国農業大臣の諮問機関は、人の痴呆病の一種であるクロイツフェルト・ヤコブ病に罹患した 1 0 人の患者について、いわゆる狂牛病（牛海綿状脳症：牛の脳がスポンジ状態になり、運動失調等の症状を呈する）感染牛との接触と関連している可能性が高いとの声明を出したことから、同年 3 月 2 5 日、この問題に関し、欧州委員会は常設獣医委員会を開催し、すべての英国産牛肉及び牛肉加工品等についてすべての EU 加盟国に対する輸出禁止を採択したところであります。

このため、このような状況を重視し、当分の間、下記の製品の輸入については、これを控えるよう輸入者を指導することとしたのでご了知の上関係業者への指導方よろしくお願ひします。

なお、関係団体に対し、当職から別添のとおり指導することとしているので申し添えます。

記

1. 対象国

英国（英国本土及び北アイルランド）

2. 対象食品

牛肉（内臓、骨等を含む。）及びその加工品